

質 疑 応 答 書

件名 大町保育園ほか10園で使用するプロパンガス（単価契約）

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	契約書（案） （一括委任 等の禁止 等）	第10条にある、「あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない」とありますが、どのような書面でしょうか。また、この契約における第3者に委任とはどのような定義、条件として、第3者への委任となるのでしょうか。	決まった様式はありませんが、第三者が実施する業務内容や、事業者、委任理由、業務の管理方法などをまとめた書面です。 また、委任については、保育園へのプロパンボンベの搬送を第三者に行わせるなど、民法第643条「当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾すること」が定義及び条件となります。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。